

観光振興に関する連携協定書

高槻市と島本町（以下「両市町」という。）は、互いの有する資源や特性を活かして連携・協力を行い、両市町の観光振興を図るため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊富な歴史資産や観光資源を持つ両市町が、観光の振興に係る取組等について連携・協力し、両市町の観光振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両市町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携・協力を積極的に進めるものとする。

- （1）観光振興に係る情報共有及び情報発信に関すること
- （2）観光振興に係る行事・イベントの連携に関すること
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な連携・協力

（連携の推進）

第3条 両市町は、この協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、適宜協議を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 両市町のいずれかが有効期間満了の1か月前までに書面による申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項について、両市町が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ各自1通を保有する。

平成31年2月22日

高槻市長

島本町長

濱田剛史

小田紘平